

他人の著作物を利用する際に注意すべき点

1. 初めに

他人の著作物を利用する場合は原則許諾を受ける必要があります。そして、多くの場合は契約を締結することになります。特許権、商標権について許諾を受けるとき、口頭のみということはありません、書面による許諾契約を締結します。著作権も、トラブルを避けるには、書面による許諾契約を締結した方がよいということは言うまでもありません。原則通りするには大変な場合もあるとは思いますが、将来のトラブルの可能性の低減をすべく最善を尽くすべきでしょう。

2. 風にそよぐ墓標事件（東京地裁平成 23 年(ワ)第 33071 号平成 25 年 3 月 14 日、知財高裁平成 25 年（ネ）第 10027 号平成 25 年 9 月 30 日）

ノンフィクション作家の上梓した『風にそよぐ墓標 父と息子の日航機墜落事故』（集英社）について、扱われた 6 遺族のうちの 1 遺族が著作権侵害で提訴し、大手の新聞が「日航機事故遺族、作家提訴の構え”手記と表現酷似”」と報じた事件です。裁判所は書籍の廃棄、著作権侵害の損害賠償、慰謝料の支払いなどを命じました。同ノンフィクション作家はブログで『「複製」も「翻案」もしていないし、その「許諾」を求めたこともない。』と主張していますが、一方で『ご本人に長時間取材し、直接提供を受けたサイン入りの手記本を、承諾の上、参考文献と明記して事実関係の参考にさせてもらいましたが、あとになって著作権侵害とは、ただ驚きです。これが許されないなら、ノンフィクション作品そのものが成り立たなくなります』とも書いています。

裁判を避けるならば、本人が例え「複製」も「翻案」もしていないと考えても、事前に許諾の契約を締結し、書面として残しておくべきだったといえます。

なお、このような契約を締結する場合は、その表現については工夫が必要な場合があります。交渉を早期に終了させるために一時金支払いに応じるとして、履行事項を「XがYに金〇〇円を支払う」、「YはXの著作物〇〇〇について今後異議を唱えないものとする」で合意した場合を考えます。その際、Yが「Xの著作物〇〇〇はYの著作物の翻案にあたるため、」の文言の挿入を主張したとき、Xはどのように対応すべきでしょうか。履行事項ではないのでYの主張を受け入れる考えもあるでしょう。ただ、後から「Xの著作物〇〇〇はYの著作物の翻案にあたらぬ」という主張が困難になるかもしれません。また、契約当事者の関係に変化が生ずる可能性も考慮すべきです。

3. 若干のコメント

社史を作成する際、OB及び関係者に原稿をもとめたり、関連書籍を利用したりすることになるとおもいます。そのとき、著作権者に著作物の複製翻案などの利用の許諾を受けたり、著作者に人格権不行使の契約を締結したりすればよいのですが、工数（許諾の対象が多数など）の問題もあり、大変なこともあるかと思えます。しかしながら、「風にそよぐ墓標事件」もそうですが、「意に反する」ことは当人以外には伺えないことも多いものです。後々の紛争を予防するという観点からは、権利者が同意したということが明確にわかる書面（それが契約書であるかどうかは問いません）を残しておくことが必要です。

また、人格権不行使の契約といっても人格権の説明が不十分で理解していない人と強引に締結した場合は契約に瑕疵なしといえるか疑問となるかもしれませんし、かといって「意に反する改変をされることも承諾します」などの文面にして契約締結を困難にする必要はありません。相手に応じ柔軟に対応すべきです。

コミケの二次創作については、当事者間の阿吽の呼吸によりそれなりの秩序が保たれているということだそうです。このようなあいまいさがユニークな二次創作を可能にし、日

本の文化の発展に貢献してきたことは間違いないと言えるでしょう。しかしながら、他人の著作物を利用する際には、他人の権利を侵害しているかもしれないということに思いを巡らせ、慎重な対応を心掛ける必要があります。

4. 著作権者不明の著作物の利用について

相当な努力を行っても著作権者が不明のとき、著作権者の許可を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け使用料額相当の補償金を供託することにより、著作物を適法に利用することができます（著作権法第67条～第70条）。

詳細は文化庁著作権課発行の「裁定の手引き～権利者が不明な著作物等の利用について～」(以下、「裁定の手引き」といいます。)をご覧ください。

(1) 裁定申請の対象となる著作物

適法に公表され、または、相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物(裁定の対象は、実演等も含まれますが、ここでは著作物に限定して説明します。)

(2) 裁定申請を行うための前提(相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合)

以下の場合です。

- ①権利者と連絡を取るために必要な情報(著作権者等の氏名、名称、住所、居所等。以下「権利者情報」といいます。)を取得するための所定の措置をとり、かつ
- ②取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき、権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡することができなかった場合

権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置の例として、裁定の手引きには以下の例が記載されています(同4頁より一部引用)。

日付	事項
9月1日	○ 『裁定の手引き』を読んだ上で、文化庁担当者に相談。
9月3日	○ 文化庁担当者から説明を受けた内容に基づき、「相当な努力」を開始。 ○ 図書館で名簿・名鑑を閲覧し、著作権等管理事業者等に当該権利者に関する情報についての照会をするも、権利者の連絡先に関する有益な情報は得られなかった。 ○ 自社のウェブサイト権利者に関する情報提供を求める記事を掲載するとともに、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)のウェブサイト概要記事の掲載及び自社のウェブサイトへのリンクの貼付を依頼(掲載までに7～10日程度必要)。
9月10日	○ CRICのウェブサイトの記事掲載される(期間7日以上)。 ○ 申請書の下書き及び添付書類を作成、文化庁担当者にメールで送信し、内容の確認を依頼(その後、文化庁担当者から指摘があり、修正)。
9月18日	○ CRICのウェブサイトの記事掲載から7日以上が経過し、「相当な努力」に係る調査が終了。権利者の連絡先に関する有益な情報は得られず、権利者と連絡を取ることができなかった。 ○ 文化庁担当者からの修正指摘に基づき、申請書及び添付書類を修正し、文化庁に提出。
10月1日	○ 担保金の額の決定通知が文化庁から送付される。

(3) 裁定の決定前における利用(申請中利用制度)

文化庁に裁定申請を行い、文化庁長官の定める額の担保金を供託すれば、著作者が著作

物の利用を廃絶しようとしていることが明らかな場合を除き、裁定の決定前であっても著作物等の利用が開始できます。

ただし、法定の要件を満たさなかった等の理由で、裁定を受けられなかった場合には、その時点で著作物等の利用を中止しなければなりません。

本制度を利用すれば、裁定の決定を待って利用を開始する場合と比べて、早期に著作物等の利用を開始することができます。

以上